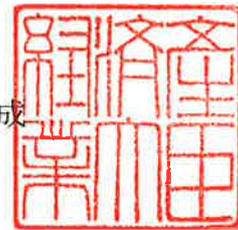


経 済 産 業 省

20170105中第2号  
平成29年2月15日

中小企業政策審議会  
会長 三村 明夫 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



中小企業政策審議会に対する諮問について

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令  
(平成15年政令第308号)第7条の規定に基づき、平成29年度に係る支給率について、意見を求めます。

平成29年2月16日

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会  
委員長 山本 和彦 殿

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会  
分科会長 沼上 幹



中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会での審議について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、経済産業大臣より「小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第7条の規定に基づき、平成29年度に係る支給率について、意見を求めます。」について当審議会に諮問があったことを受け、中小企業政策審議会会長より当分科会に対し付託がなされました。

当該事項等に関する実質的な議論を当分科会に設置した共済小委員会において行い、報告されるようお願い申し上げます。

平成29年3月1日

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会  
分科会長 沼上 幹 殿

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会  
共済小委員会委員長 山本 和彦



中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会の審議結果について  
(報告)

平成29年2月15日付けで付託された諮問については、平成29年3月1日に開催した中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会において審議を行った結果、下記の結論に至りましたので御報告いたします。

記

「平成29年度に係る支給率は、0とすることが適当である。」